

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>トークン化された合同会社等の社員権が、分散型自律組織の構築ではなく、出資形態として受け入れられるという場合、その詳細を明確にする必要がある。さらに、トークン化された合同会社等の社員権が分散型自律組織の構築を目的としている場合には、分散型自律組織の存在意義を再検討し、改正案においてその体系化に関する課題の認識が必要であると考えます。</p>	<p>本改正は、トークン化された合同会社等の社員権のうち「業務執行社員保有」類型又は「(出資額超の) 収益不分配」類型のいずれかに該当するものについては、流通性等が限定されるため、金商法上、通常の場合の合同会社等の社員権と同等の規制とすることを目的とするものです。</p> <p>ご指摘の分散型自律組織の在り方について規律することを目的とするものではありません。</p>